

○総務省令第五十三号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第三十八条の規定に基づき、無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年四月二十七日

総務大臣 山本 早苗

無線設備規則の一部を改正する省令

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

- 目次中「第四節の二十九 二三MHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備（第四十九条の三十  
一）」を  
「第四節の二十九 二三MHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備（第四十九条の三十  
一）  
第四節の三十 四〇〇MHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備（第四十  
九条の三十二）」に改める。

第四章第四節の二十九の次に次の一節を加える。

第四節の三十 四〇〇MHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備

第四十九条の三十二 電気通信業務を行うことを目的として開設された基地局又は陸上移動局のうちデジタル方式を使用するものであつて、四一七・五MHzを超え四二〇MHz以下又は四五四・九一二五MHzを超え四五七・三六二五MHz以下の周波数の電波を使用するものの無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

一 通信方式は、四一七・五MHzを超え四二〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備の場合にあつては時分割多重方式を使用する周波数分割複信方式、四五四・九一二五MHzを超え四五七・三六二五MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備の場合にあつては時分割多元接続方式を使用する周波数分割複信方式であること。

二 変調方式は、直交周波数分割多重方式であること。

三 空中線電力は、四〇ワット以下であること。

四 送信空中線は、その絶対利得が一二デシベル以下であること。

五 隣接チャネル漏えい電力は、次のとおりであること。

イ チャンネル間隔が三〇〇kHzの場合

割当周波数から三〇〇kHz離れた周波数の(±)一四二・五kHzの帯域内に輻射される電力が、搬送波電力より三七デシベル以上低い値であること。

ロ チャンネル間隔が六〇〇kHzの場合

割当周波数から六〇〇kHz離れた周波数の(±)二八五kHzの帯域内に輻射される電力が、搬送波電力より三七デシベル以上低い値であること。

六 他の無線局への干渉を防止するための機能を有すること。

2 公共業務を行うことを目的として開設された基地局又は陸上移動局のうちデジタル方式を使用するものであつて、四一七・五MHzを超え四二〇MHz以下又は四五四・九一二五MHzを超え四五七・三六二五MHz以下の周波数の電波を使用するものの無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 通信方式は、四一七・五MHzを超え四二〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備の場合にあつては時分割多重方式を使用する周波数分割複信方式、四五四・九一二五MHzを超え四五七・三六二五MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備の場合にあつては時分割多元接続方式を使用する周

波数分割複信方式であること。

二 変調方式は、四相位相変調、一六値直交振幅変調又は六四値直交振幅変調であること。

三 空中線電力は、一〇ワット以下であること。

四 送信空中線は、その絶対利得が一二デシベル以下であること。

五 隣接チャンネル漏えい電力は、次のとおりであること。

イ チャンネル間隔が一五〇kHzの場合

割当周波数から一五〇kHz離れた周波数の(±)六二・五kHzの帯域内に輻射される電力が、搬送波電力より三七デシベル以上低い値であること。

ロ チャンネル間隔が三〇〇kHzの場合

割当周波数から三〇〇kHz離れた周波数の(±)一二五kHzの帯域内に輻射される電力が、搬送波電力より三七デシベル以上低い値であること。

六 他の無線局への干渉を防止するための機能を有すること。

第五十七条の三の二第一項ただし書中「航空局」の下に「、基地局（第四十九条の三十二に定めるもの

限る。)、陸上移動局(同条に定めるものに限る。)」を加える。

別表第一号の表注18中「囲は同」の次に「及び第49条の32に定める基地局又は陸上移動局」を加える。  
別表第二号に次のように加える。

第71 第49条の32に定める基地局又は陸上移動局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおり指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。

1 第49条の32第1項の無線設備

- (1) チャネル間隔が300 kHzのもの 285 kHz
- (2) チャネル間隔が600 kHzのもの 570 kHz

2 第49条の32第2項の無線設備

- (1) チャネル間隔が150 kHzのもの 125 kHz
- (2) チャネル間隔が300 kHzのもの 250 kHz

塩 原

この省令は、公布の日から施行する。